

15生産第2459号

平成15年6月30日

農林水産省組織の再編に伴う農林水産省生産局長通知の整備について

今般、農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第70号）その他の農林水産省組織の改革再編関係法令の施行に伴い、次の各号に掲げる通知の一部が、それぞれ当該各号に掲げる別紙の新旧対照表のとおり改正され、平成15年7月1日から適用されることとなったので、御了知願いたい。

【消費・安全局が設置されたこと等に伴う通知の一部改正】